

事務連絡
令和5年2月16日

公益社団法人 日本バス協会 御中

自動車局安全政策課

貸切バスの法令遵守及びコロナガイドラインの再周知のお願い

1. 貸切バス事業者の法令遵守等の徹底

今般、高速道路の制限速度を大幅に超過して走行する貸切バスが多数見られるとの指摘がありました。

多くの旅客の命を預かる旅客自動車運送事業において、運転者に道路運送法や道路交通法等の関係法令を遵守させ、輸送の安全を確保することは事業者の使命です。特に貸切バス事業については、新型コロナウイルス感染状況の改善や水際対策の緩和等により旅行需要が回復する中で、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上が必要です。

このため、「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組について」(令和3年10月、令和4年11月再周知)について、改めて、貴会会員に対し再周知方お願いします。

2. 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の再周知

今般、旅行需要の回復に伴い旅行会社から貸切バスの手配が増えつつあるところ、依然として旅客のソーシャルディスタンス確保を考慮した台数の配車依頼があり、バスの台数が足りなくなることによりバス事業者が無理な運行を行い、ひいては安全運行にも支障が出るおそれがあるとの指摘がありました。

令和4年11月に改訂された「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会[※]策定)では、新型コロナウイルスの感染予防として、換気の励行、マスク着用等の呼びかけ及び消毒等を適切に行うことが定められていますが、利用者間の一定の距離を確保することは求められていないことから、改めて、本ガイドラインの内容を踏まえた感染対策及び配車依頼が行われ、貸切バスの安全運行が確保されるよう、貴会会員に対し再周知方お願いします。

※日本バス協会、日本旅行業協会及び全国旅行業協会構成

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みについて

- 新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上と、更なる取組みの実施が必要となっている。
- このため、バス事業者・バス協会、旅行事業者・旅行業協会へのヒアリング等を通じ、官民が連携して取り組む4つの安全確保対策を取りまとめたところ、順次実施することにより、安全・安心な貸切バスの運行を実現する。

安全・安心な貸切バスの運行に向けて官民が連携して取り組む安全確保対策(令和3年10月)

1. 適切な安全投資を確保するための取組み

国による監査等を通じて、バス事業者の適切な安全投資を確保する(運賃下限割れを防ぐ)

- 下限割れなどについて国の監査による徹底取締り
- 本年秋～冬にかけて国の集中監査を実施
- 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導等の実施
- 下限割れ運賃通報窓口の再周知
- 貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口のホームページリニューアルと再周知
- 旅行者に対する監査の実施

2. バス事業者への安全対策徹底の指導

国及び適正化機関がバス事業者に安全対策の徹底を図る

- 全国での貸切バス事業者に対する安全講習会
- 全国での貸切バスに対する街頭指導
- 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導
- 全国の貸切バス事業者の安全統括管理者に対する要請

3. 輸送の安全をチェックする取組み

事業者自らが輸送の安全を確認する

- 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、バス事業者・旅行者による自己点検の実施と再周知
- 旅行業協会・バス協会間で定期的な意見交換会の開催
- 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、国が休止事業者・休車の再開時を捉えてバス協未加入事業者に自己点検を呼びかけ
- 運輸安全マネジメント評価において、バス事業者に対して法令遵守の注意喚起、安全投資の必要性に係る理解度を確認

4. 関係者への再徹底

バス事業者、旅行者、バス利用者等の関係者に必要な情報を再周知する

- 旅行者への運賃・料金制度の周知
- 更新許可、休止事業者の再開、休車再開時のパンフレット等を活用した周知・啓発
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度のバス事業者はもとよりバス利用者への周知と事業者の申請促進
- 教育委員会等の発注者への運賃・料金制度の周知